

公益財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会(以下本会という)の定款第 43 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは理事、監事、評議員及び定款第 34 条に定める者をいう
- (2) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、日当、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、常勤する理事に対して報酬を支給する。

- 2 報酬は月給とし、原則として毎月 25 日に支給する。また賞与及び退職金を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 基本給(月額)は、当時の経理状況によるが、原則高校新卒者の初任給平均(厚生労働省発表賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況)を参考として理事会で決定し、年間総額月給 18 か月分を基準とする。

(通勤費)

第 5 条 常勤する理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 6 条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

- (1) 理事会、評議員会出席者及び監査を行う監事に対し、日当 5,000 円を支給する。
- (2) 理事会及び評議員会の議事録署名人に対し、印鑑登録証明書の取り寄せに必要な経費を支弁する

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会設立の登記の日(平成22年2月1日)から施行する。
- 2 この規程は、令和2年7月14日から改定実施する。
- 3 この規程は、令和6年5月23日から改定実施する。